

4 宗教法人「靖国神社規則」 (昭和27年9月30日靖国神社達第六〇号)

表役員とする。

(資格及び選任)

- 第五條 代表役員は宮司をもつて充てる。
- 2 代表役員以外の責任役員は、左の各號により總代會の意見を聞いて、代表役員が任命する。
- 一 権宮司又はその他の神職の中から一人
 - 二 前號によつて責任役員となつた者以外の職員の中から一人
 - 三 本神社崇敬者の中から二人
- 3 宮司その他の職員の資格及び選任は、神社の規程たる靖国神社社憲(以下「社憲」といふ)で定める。

(任期)

- 第六條 代表役員の任期は宮司の任期による。
- 2 代表役員以外の責任役員の任期は三年とする。但し再任をさまたげない。
- 3 補缺に因る代表役員以外の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 代表役員及び責任役員は、辭任又は任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なほその職務を行ふものとする。

(代表役員の職務権限)

- 第七條 代表役員は本法人を代表し、その事務を總理する。

(責任役員の職務権限)

- 第八條 責任役員は役員會を組織し、本法人の事務を決定する。
- 2 事務は責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

第二節 代務者

靖達第六十號

「靖国神社規則」を左の通り定める。

昭和二十七年九月三十日

靖国神社宮司 筑波藤磨

宗教法人「靖国神社規則」(昭和二十七年九月三十日
靖国神社達第六十號)

第一章 總則

(名稱)

- 第一條 本神社は宗教法人法による宗教法人であつて、「靖国神社」といふ。

(事務所の所在地)

- 第二條 本宗教法人(以下「法人」といふ)の事務所は、東京都千代田區九段三丁目六番地に置き、これを「社務所」といふ。

(目的)

- 第三條 本法人は明治天皇の宣らせ給うた「安國」の聖旨に基き、國事に殉ぜられた人々を奉養し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者(以下「崇敬者」といふ)を教化育成し、社會の福祉に寄與し、その他本神社の目的を達成するための業務を行ふことを目的とする。

第二章 役員その他の機關

第一節 代表役員及び責任役員

(員數)

- 第四條 本法人には五人の責任役員を置き、そのうち一人を代

(置くべき場合)

- 第九條 左の各號の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。
- 一 代表役員又は責任役員が死亡、辭任、任期満了等の事由に因つて缺けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことが出来ないとき。
 - 二 代表役員又は責任役員が病氣、旅行その他の事由に因つて、三月以上その職務を行ふことが出来ないとき。

(資格及び選任)

- 第十條 代表役員の代務者は、宮司の代理者を以て充てる。
- 2 前項の宮司の代理者は、「社憲」で定めるところにより選任する。
- 3 代表役員以外の責任役員の代務者は、第五條第二項第一號・第二號による者については職員より、第三號による者については崇敬者の中から代表役員又はその代務者が任命する。但し前條第二號の場合にありては、本人の意見を聞いて、代表役員又はその代務者が任命する。

(職務権限)

- 第十一條 代務者は代表役員又は責任役員に代つてその職務権限を行ふ。

(退職)

- 第十二條 代務者はその置くべき事由がやんだときは、當然その職を退くものとする。

第三節 假代表役員及び假責任役員

- 第十三條 代表役員は本法人と利益が相反する事項について

は、代表権を有しない。この場合に於ては、代表役員以外の責任役員が合議して、假代表役員を互選しなければならない。

- 2 責任役員はその責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、第五條第二項第一號・第二號による者については崇敬者の中から、總代会に於てその議決権を有しない責任役員の員數だけ假責任役員を選定しなければならない。

第四節 總代会

(組織)

第十四條 本法人に總代会を置き、社憲で定める崇敬者總代(以下「總代」といふ)十名を以て組織する。

(招集)

第十五條 總代会は随時代表役員が招集する。

- 2 總代の過半数の請求があつたときは、總代会を招集しなければならない。

(選任及び任期)

第十六條 總代は本神社の崇敬者で徳望の篤いものにつき、代表役員が委嘱する。

- 2 總代の任期は三年とする。但し再任をさまたげない。
3 補缺總代の任期は前任者の殘任期間とする。
4 總代は辭任又は任期満了後でも、後任者が就任する時までには在任する。

(任務)

第十七條 總代会は本規則で定める事項の外、本神社の運営について役員を佐け、これに協力する。

第五節 社務所

(權宮司等の事務掌理)

第十八條 權宮司は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、代表役員を佐けて事務を整理する。

第十九條 禰宜は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、代表役員の命を受けて事務を分掌する。

第二十條 主典は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、上職の命を受けて事務を分掌し、又は事務に従事する。

第二十一條 宮掌は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、上職の命を受けて事務に従事する。

第二十二條 仕女は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する外、上職の命を受けて事務に従事する。

第二十三條 主事は上職の命を受けて事務を分掌し、又は事務に従事する。

第二十四條 事務員・技術員は上職の命を受けて事務に従事する。

第二十五條 宮司・權宮司・禰宜・主典・宮掌・仕女・主事・事務員・技術員は社憲で定める職員とする。

- 2 社憲で定めるところにより、必要に応じて前項以外の職員を置くことができる。

- 3 職員の定数は宮司が定める。

- 4 權宮司以下の職員の進退は宮司が行ふ。但し懲戒により職員を罷免しようとするときは、總代会の全員の同意を得なければならない。

第六節 顧問及び囑託

る財産であつて、左に掲げる財産について設定する。

- 一 土地・建物その他の不動産
 - 二 公債・社債その他の有價證券
 - 三 永遠保存の目的で積み立てた財産
 - 四 基本財産として指定された寄附金
 - 五 第四十三條によつて基本財産に編入された財産
- 3 特殊財産は寶物及び什物について設定する。
- 4 普通財産は特殊財産及び基本財産以外の財産、財産から生ずる果實並びに一般の收入とする。

(特殊財産及び基本財産設定及び變更)

第三十三條 基本財産若しくは特殊財産の設定又は變更しようとする時は、役員會の議決を経て、總代会の定数の過半数の同意を得なければならない。

(基本財産の管理)

第三十四條 基本財産たる現金は、普通財産と區別して、確實な銀行に預け、その他適當に管理しなければならない。

(財産の處分等)

第三十五條 左に掲げる行為をしようとするときは、役員會の議決を経て、總代会の定数の過半数の同意を得て、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手續をしなければならない。但し第三號及び第四號に掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又はの模様替が輕微で原形に支障のないものである場合、及び第五號に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。(原文ママ)

- 一 不動産又は財産目録に掲げる寶物を處分し、又は擔保に供すること。
- 二 當該會計年度内の收入で償還する一時の借入以外

(選任等)

第二十六條 本法人に顧問若干人を置く。

- 2 顧問は役員會の議決を経て、代表役員がこれを委嘱する。顧問の任期は三年とする。

(任務)

第二十七條 顧問は本法人の重要事案について代表役員の諮問に應ずる。

第二十八條 代表役員は特定事項處理のため、囑託を置くことができる。

第七節 會計監査員

(選任及び任期)

第二十九條 本法人に會計監査員二人を置く。

- 2 會計監査員は總代の互選した者につき、代表役員が委嘱する。
3 會計監査員の任期は一年とする。但し再任をさまたげない。

(任務)

第三十條 會計監査員は何時にても本法人の會計書類・帳簿を檢閲し、會計經理の状況を監査することが出来る。

第三章 財務

(財産管理の名義)

第三十一條 本法人の財産は、神社の名義をもつて管理しなければならない。

(資産の區分)

第三十二條 財産は基本財産・特殊財産及び普通財産とする。

- 2 基本財産とは、不動産その他本神社永續の基根とな

- の借入、又は保証すること。
- 三 本殿その他重要な境内建物の新築・改築・増築・修築・除却又は著しい模様替をすること。
- 四 境内地の著しい模様替をすること。
- 五 本殿その他重要な境内建物若しくは境内地の用途を變更し、又はこれらを本神社の宗教目的以外の目的に供すること。

(經費の支辨)

第三十六條 本法人の經費は、本神社崇敬者の奉納金・賽銭・財産から生ずる果實その他の収入をもつて充てる。

(會計年度)

第三十七條 本法人の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(豫算の編成)

第三十八條 本法人の歳入歳出は、豫算を以て定める。

2 豫算は毎會計年度開始の一月前迄に編成し役員會の議決を経て、總代會に報告する。

(豫算の追加及び更正)

第三十九條 必要があるときは、役員會の議決を経て、豫算の追加又は更正することが出来る。

2 前項の場合には、總代會に報告する。

(特別會計)

第四十條 必要があるときは、役員會の議決を経て、特別會計を設けることが出来る。

2 前項の場合には、總代會に報告する。

(豫備金の設定及び使用)

第四十一條 豫算外の支出又は豫算超過の支出に充てるため、豫備金を設けることが出来る。

2 豫備金を使用する時は、役員會の議決を経なければならぬ。

(出納の完結)

第四十二條 舊會計年度の出納は、その年度終了後一月で閉鎖し、出納に関する事務はその閉鎖後一月以内に完結し、會計監査員の監査を受けて、總代會に報告するものとする。

(歳計剩餘金の處理)

第四十三條 歳計に剩餘を生じたときは、これを翌年度に繰越し、また豫備金に繰入し、又は役員會の議決を経て基本財産に繰入することができる。

(財産目録の作成)

第四十四條 財産目録は、毎會計年度終了後三月以内に、前年度末現在により作成し、會計監査員の監査を受けて、總代會に報告する。

第四章 補則

(代表役員等の責任)

第四十五條 代表役員及び責任役員は、常に法令規則に従い、本神社の特性・慣習及び傳統を十分に尊重して、本法人の業務及び事務の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用してはならない。

2 代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、舊該役員の宗教上の機能に對するいかなる支配權その他の權限を含むものではない。

(規則の變更)

第四十六條 本規則を變更しようとするときは、役員會の議決

を経て、總代會の定数の三分の二以上の同意を得、更に法律で定める手續をしなければならない。

(公告の方法)

第四十七條 本法人の公告は、機關紙「靖國」に一回掲載し、及び社務所の掲示板に十五日間掲示して行ふ。

(細則)

第四十八條 本規則の施行上必要な規程は、役員會の議決を経て、代表役員が定める。

第四十九條 規則に定めがない細部のことについては、本神社の傳統慣習による。

附則

- 1 本規則は設立の登記をした日から施行する。
- 2 従前の規則は廢止する。
- 3 本規則施行當初の代表役員及び責任役員は左の通りとする。

代表役員 筑波藤麿
責任役員 (無記名)
全 右
全 右
全 右

- 4 第十四條後段の規定及び第十六條の規定に拘はらず、本規則施行の際、現に崇敬者總代たる者をこの規則による總代とし、その任期は本規則施行の日より起算する。
- 5 本規則施行の際、現に存する舊宗教法人靖國神社の職員は、本規則による職員とみなす。

〔編者注：この文書は、その後の改正を反映したものではない。〕

新潮選書



やすくにじんじや まいじん
靖国神社の祭神たち

著 者……………佐 藤 隆 信
DAI NIKU NI

発 行……………2010年1月30日

発行者……………佐藤隆信
発行所……………株式会社新潮社
〒162-8711 東京都新宿区矢来町71
電話 編集部 03-3266-5411
読者係 03-3266-5111
<http://www.shinchosha.co.jp>
地図製作……………総合精図研究所
印刷所……………凸版印刷株式会社
製本所……………株式会社植木製本所

乱丁・落丁本は、ご面倒ですが小社読者係宛お送り下さい。送料小社負担にてお取替えいたします。
価格はカバーに表示してあります。

© Ikuhiko Hata 2010. Printed in Japan
ISBN978-4-10-603654-5 C0314